

お客様各位

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みに関するお知らせ

手形・小切手に関しては、政府・産業界・金融界が一丸となり、全面的な電子化に向けた取組が進んでおります。当金庫では「手形・小切手の全面的な電子化」対応の一環として下記の通り手形・小切手の取扱いを変更いたしますのでお知らせいたします。お客様におかれましては「でんさいサービス」のご利用および「法人インターネットバンキング」による振り込みといった電子的決済手段への移行をご検討くださいますようお願いいたします。

記

取組み事項	実施日	留意事項
当座預金の新規口座開設の終了	2025年3月31日(実施済)	既存口座は引き続きご利用いただけます。
払戻請求書による当座勘定からの払戻し開始	2025年4月1日(実施済)	払戻請求書は、店頭にご用意しております。
2027年4月以降を期日とする手形・小切手の取立受付終了	2025年4月1日(実施済)	2026年9月30日以前に振出され、かつ2027年3月31日までを期日とする手形は取立可能です。
手形帳・小切手帳の発行終了	(発行終了日) 2026年3月31日	発行終了日時点でお持ちの手形・小切手は、引き続きご利用いただけます。
手形・小切手の最終振出期限の設定	(最終振出期限) 2026年9月30日	最終振出日を超えて振出された手形・小切手は、決済できません。
手形・小切手の入金受付終了	支払地が他行のもの (入金終了日) 2026年9月30日	2026年9月30日以前に振出され、かつ2027年3月31日までを期日とする手形は取立可能です。
	支払地が当金庫のもの (入金終了日) 2027年3月31日	
(紙の)手形割引の受付終了	(受付終了日) 2027年3月31日	2026年9月30日以前に振出され、かつ2027年3月31日までを期日とする手形は割引可能です。